

8) 法動態部門

林 素鳳（教授・行政法）

平成 25 年度の研究活動は、前年度に続き、主に二つの方向性に基づき行った。まずは、約 20 年来台湾における行政法の発展を日本に発信することである。もう一つには、既に台湾に導入された日本の法制度、特に誤解のあるようなものを研究して台湾へ正しく伝えることである。

戒厳令解除して以来、台湾の民主化し続けてきた結晶として、行政法の分野において学界にもおいて実務界においても頗る発展が見られる。したがって、台湾における行政法の現状及びその発展を内容に研究にして報告することにより、日本へ発信できるのではないかが考えられる。次に、台湾は、日本の基本法制度を導入したが、誤解により実務的運用だけでなく、学界の認識も間違いがあると思われる。それで、その誤解を解けるための研究が必要である。日本における基本法について学説や実務的な関係資料を収集して研究することにした。研究成果を発表することによって正しい基本法の内容や法制度を伝えて正す効果があると考えられる。

上記に基づく研究活動の成果として、平成 25 年 2 月、中国語で約 25000 字の論文を執筆。2013 年 4 月、台湾中央警察大学法律学系の出版物である『警大法学論集』に掲載された。

論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
日本の基本法について	中央警察大学法学論集	2013.4	73-102

台湾・中央警察大学法律学系教授。当研究科招聘教授として 2012 年 10 月から 2013 年 8 月まで当センター所属。